

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認められる地域を記載した書類

令和7年2月

川口市

## 1. 事業者の氏名及び住所

### 1.1. 事業者の名称及び代表者

名 称： 川口市

代表者： 川口市長 奥ノ木 信夫

### 1.2. 主たる事務所の所在地

所在地： 埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

## 2. 対象事業の目的及び概要

### 2.1. 対象事業の名称

#### (1) 対象事業の名称

川口市朝日環境センター施設整備事業（以下、「本事業」という。）

#### (2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

### 2.2. 対象事業の目的

川口市（以下、「本市」という。）は、戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター焼却棟（同 420t/日）の2か所の焼却施設で一般ごみの処理を行っている。いずれの焼却施設も供用開始から長期間経過しており、戸塚環境センターは、施設の耐用年数を考慮して、西棟に代わる新たな焼却施設の建設を進めている。

また、朝日環境センター焼却棟（以下、「既存施設」という。）は、令和6年（2024年）12月で稼働開始から22年が経過しており、施設の点検、補修及び修繕を増やしているにも関わらず、運転停止につながる不具合等が頻発している状況である。このため、「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）において、再整備方式の検証を実施し、本市における安定的なごみ処理が望めることは基より、投じた費用に対する副次的な効果が最も高い建替えが望ましいと考えたものである。

本事業は、既存施設敷地内に、後述する施設整備の基本方針に従って「朝日環境センター」（以下、「新施設」という。）を新設することを目的とする。

### 2.3. 対象事業の概要

#### 2.3.1. 対象事業の実施区域

位置：川口市朝日4丁目21番33号

面積：31,025.27m<sup>2</sup>

### 2.3.2. 対象事業の規模

本施設及び既存施設の規模等は、表 2.3-1 に示すとおりである

表 2.3-1 対象事業の規模等

項目	新施設	既存施設
施設規模	318 t/日	420 t/日
焼却炉系列数	2 系列	3 系列
処理方式	3 方式から選定中	流動床式ガス化溶融炉
運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度
煙突高さ	検討中	100m

注) 処理方式は、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）、焼却方式+灰溶融、ガス化溶融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれかの方式の採用を想定している。

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 川口市）

### 2.3.3. 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2.3-2 に示すとおりである。

令和 9 年度までに基本計画の策定及び基本設計の実施、並行して環境影響評価手続を実施したのち、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて事業者を選定する。令和 12 年度より事業者による実施設計の検討及び既存施設の解体工事に着手し、令和 13 年度より新施設の建設工事を開始する。新施設のプラント工事（設備機器の据付等）が完了したのち、令和 17 年度後半に試運転を開始し、同年度中に新施設を竣工、令和 18 年度より新施設の供用を開始する。

表 2.3-2 対象事業の全体工程

令和年度 項目	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
基本計画	●	●											
基本設計			●	●									
環境影響評価	●	●	●	●									
事業者選定					●	●							
実施設計							●	●					
既存施設 解体工事							●	●					
新施設 建設工事									●	●	●	●	●
試運転												●	●
新施設稼働 (供用)													●

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 川口市）

### 3. 環境に影響を及ぼす地域

#### 3.1. 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

#### 3.2. 環境に影響を及ぼす地域

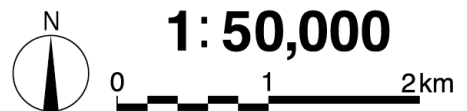
前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3.2-1 に示すとおり、埼玉県川口市、埼玉県草加市、東京都足立区及び東京都北区の一部が含まれる。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 環境に影響を及ぼす地域（対象事業実施区域から3kmの範囲）

図 3.2-1 環境に影響を及ぼす地域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。